

別表2

第3条第2号に係る市民バス利用料（上土倉～金割～猿毛～加茂）

（単位：円）

指定停留所	幸 町		葵 橋	諏 訪 橋	八 幡 橋	秋 房	猿 毛 橋		大橋々際		上 長 谷			金割鉾泉
	旭 町		本 町	栄 橋	秋房入口		猿 毛		差 合					高松入口
			穀 町	五 番 町										下 土 倉
			駅 前 通	旭 橋										上土倉三
			青 海 通	大 橋										叉路
			加茂小学 校前											
			加茂病院 前											
	市役所前	寿 町	加茂駅前	上 町	若 宮 町	桜 沢	狭 口	元 狭 口	善 作 前	下 黒 水	長 谷	冬 鳥 越	土 倉	上 土 倉
市役所前		150	150	190	220	270	300	330	360	400	450	490	510	530
寿 町			150	150	180	230	250	290	330	370	420	460	480	500
加茂駅前				150	150	210	230	270	310	340	390	430	450	470
上 町					150	170	190	230	270	310	360	400	420	430
若 宮 町						150	150	200	240	280	330	370	390	410
桜 沢							150	150	190	230	280	320	340	360
狭 口								150	150	200	250	300	320	340
元 狭 口									150	160	220	260	290	300
善 作 前										150	180	220	250	270
下 黒 水											150	180	210	240
長 谷												150	150	190
冬 鳥 越													150	150
土 倉														150
回数券利用料	11回の乗車につき普通利用料10回分に相当する額													
通勤定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の50%に相当する額													
	2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額													
	3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額													
通学定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の30%に相当する額													
	2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額													
	3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額													
備考	1 幼児（未就学児をいう。）が乗車するときは、大人（中学生以上の者をいう。）が随伴するものとし、幼児の利用料は無料とする。													
	2 小学生の利用料は、表中料金の半額とし、10円未満の端数は切り上げる。													
	3 障害者が手帳を提示した場合は、当該障害者及び介助者の利用料は無料とする。													